

Q A 集

		質問	回答
1	事業全般	補助基準額が 30 万円とあるが、1 法人あたり、1 施設あたりのどちらか。 交付申請は法人単位・事業所単位どちらで行うべきか。	1 施設あたりの補助基準額となります。 交付申請は、法人単位での申請になります。複数の施設で補助対象となる取組を実施する場合は、法人で取りまとめて申請してください。
2	事業全般	同建物で複数の事業（例：有料・デイサービス・ショートステイ）を運営している場合、申請時の施設数は 3 施設とカウントしてよいか。	別の事業所であれば（事業所番号がそれぞれ異なる）、3 施設とカウントして申請してください。
3	事業全般	法人本部が一括して外国人介護職員への取組をしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。	施設毎に実際に要した経費を計上していただくことが基本となります。 なお、法人全体で合同研修を実施する場合等の費用については、各施設ごとの外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。
4	事業全般	外国人介護職員が複数の施設で勤務している場合、どの施設の対象職員としてカウントすればよいか。	外国人介護職員へ給与を支払っている施設や、労働条件通知書等の勤務地となっている事業所の職員として計上してください。 法人から給与を支払っている場合で、勤務地が複数の施設となっている場合は、主に勤務している施設の職員としてください。
5	事業全般	外国人介護職員が個人で負担している場合も補助対象となるか。	施設（法人）が負担した経費が補助対象であり、外国人介護職員が個人で負担した経費については補助対象外です。
6	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業	介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成・既存マニュアルの翻訳を、施設（法人）職員が行った場合の賃金、手当等についても補助対象となるか。	職員の賃金、手当等は補助対象外です。
7	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業	「(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業」「(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業」の両方に、外国人介護職員の日本語学習の支援が補助事業として記載されているが、それぞれの違いはなにか。	「(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業」については、JLPTN3程度の日本語能力を目指す過程に必要な日本語学習を想定しています。 「(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業」については、介護福祉士の資格取得に必要な日本語の水準である JLPTN 2 以上の日本語能力を目指す過程に必要な日本語学習を想定しています。
8	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業	外国人介護職員の日本語学習の支援について、施設（法人）職員が講師として実施する場合の賃金、手当等についても補助対象となるか。	職員の賃金、手当等は補助対象外です。 外国人介護職員の指導にあたり講師が使用する日本語学習に必要な教材・テキスト代等については、補助対象です。
9	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション支援事業 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業	日本語能力試験（JLPTやNAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	日本語能力試験の受験料や会場までの旅費は補助対象外です。
10	(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業	介護福祉士国家試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	介護福祉士国家試験の受験料や会場までの旅費は補助対象外です。

11	(3) 外国人介護職員の住居借上支援事業	家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入・リースは、補助対象となるか。	家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入・リースは補助対象外です。
12	(3) 外国人介護職員の住居借上支援事業	アパートの光熱水費は補助対象となるか。	光熱水道費等は補助対象外です。
13	(3) 外国人介護職員の住居借上支援事業	インターネット回線料(Wi-Fiの設置料等)は補助対象となるか。	インターネット回線料は補助対象外です。ただし、共益費と一体となっている場合（インターネット回線料のみを切り分けることができない場合）は、共益費として補助対象とします。